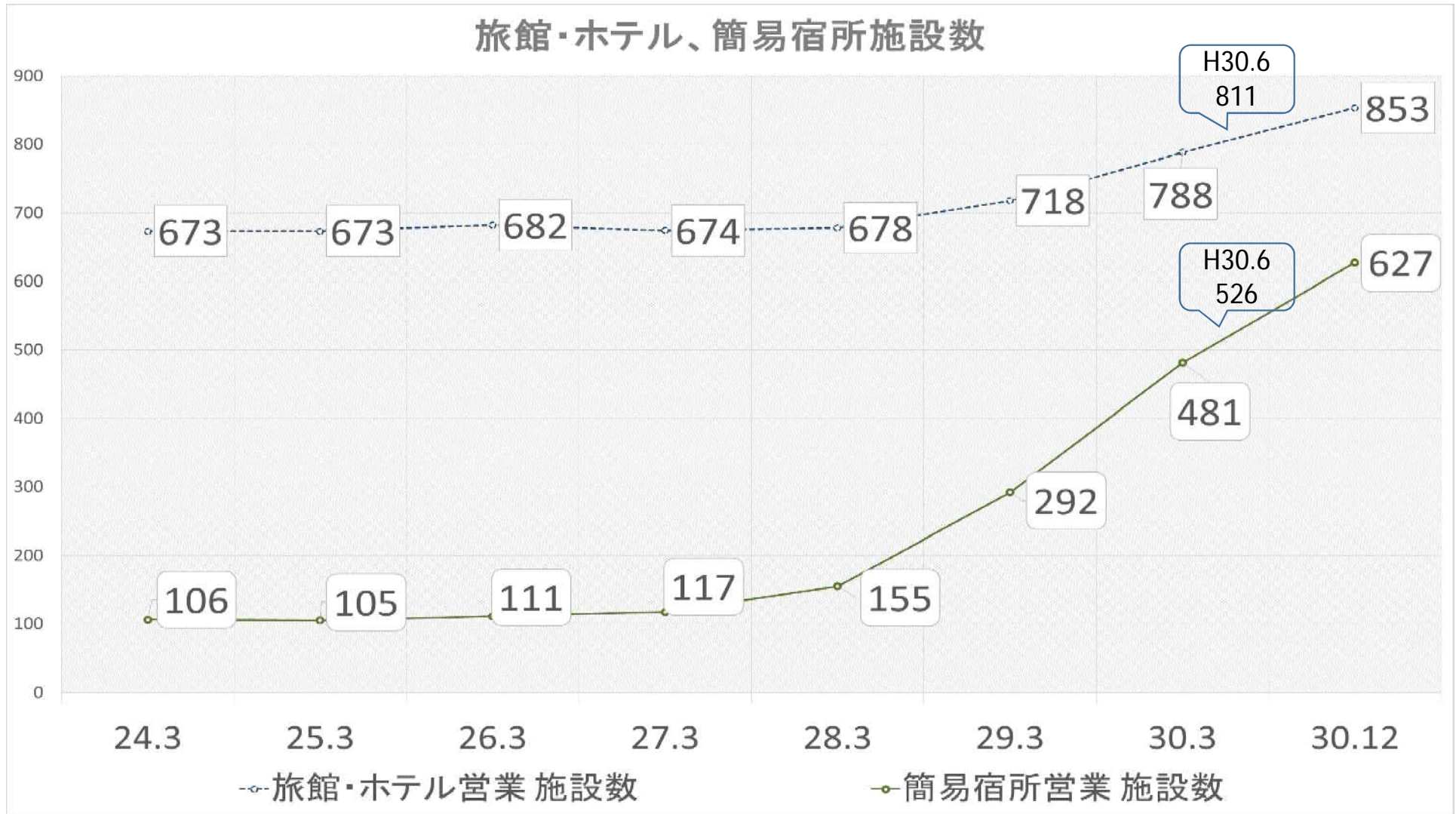


旅館業法の許可施設数の推移



特区民泊の認定件数（全国の状況）

<東京都大田区>

平成28年1月 事業者受付開始
平成29年12月 条例改正(2泊3日)

(平成30年10月31日時点)

・認定86施設469居室(申請105施設493居室)

<北九州市>

平成29年1月 事業者受付開始(2泊3日)

(平成30年10月31日時点)

・認定2施設2居室(申請2施設2居室)

<新潟市>

平成29年7月 事業者受付開始(2泊3日)

(平成30年10月31日時点)

・認定1施設1居室(申請1施設1居室)

<千葉市>

平成29年12月 事業者受付開始(2泊3日)

<大阪府>

平成28年4月 事業者受付開始
平成28年12月 条例改正(2泊3日)

(平成30年10月31日時点)

・認定12施設22居室(申請12施設22居室)

<大阪市>

平成28年10月 事業者受付開始
平成28年12月 条例改正(2泊3日)

(平成30年10月31日時点)

・認定1500施設4,339居室(申請1,728施設4,857居室)

<八尾市>

平成28年4月 府において事業者受付開始

(平成30年10月31日時点では申請なし)

(平成30年10月31日時点)

・認定1施設1居室(申請1施設1居室)

区別適法施設数（H30.12末）

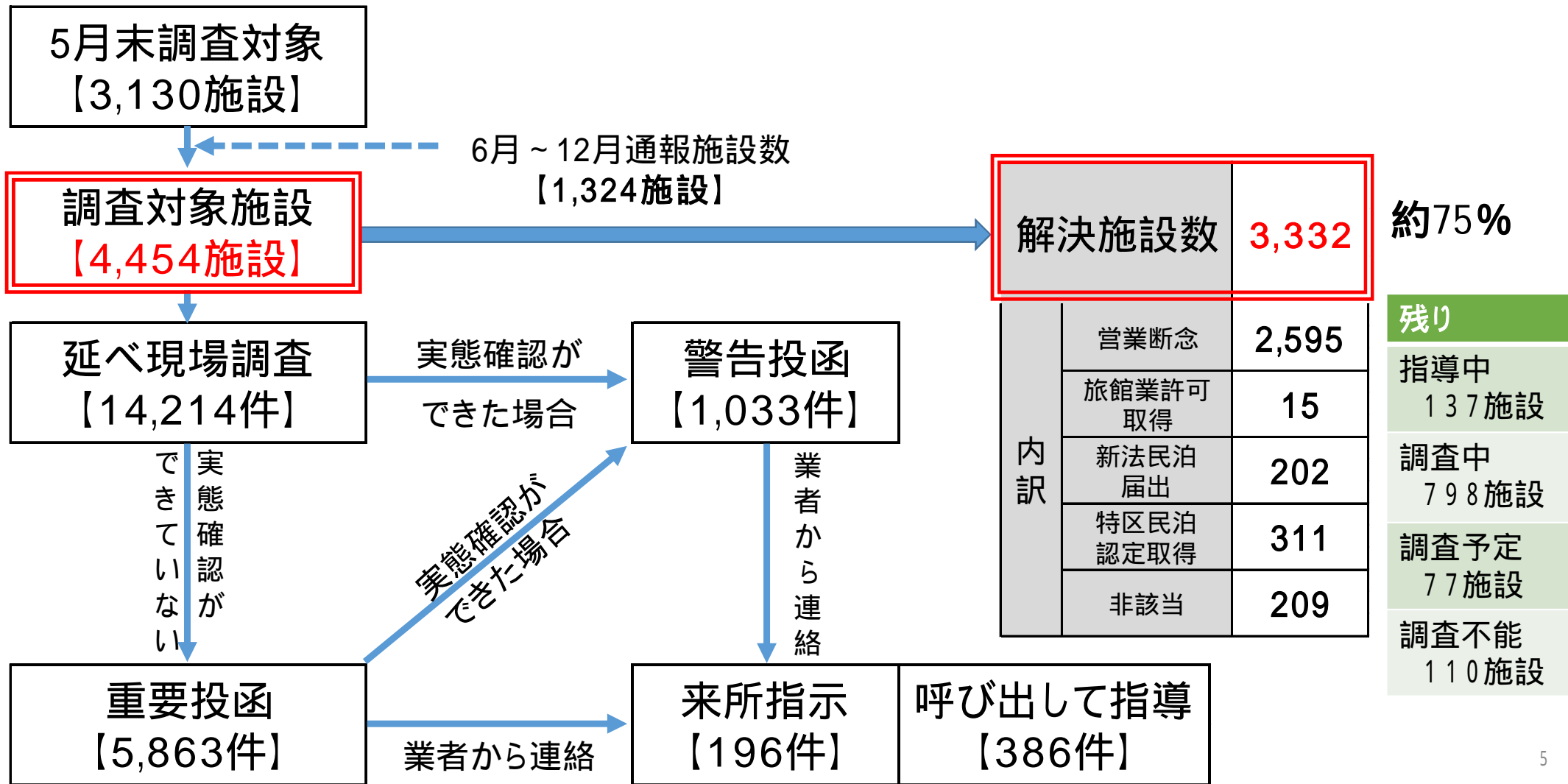
区	簡易宿所 許可施設数	特区民泊 認定居室数	新法民泊 届出数
北区	93	249	50
都島区	18	56	55
福島区	12	55	38
此花区	26	110	3
中央区	154	1149	356
西区	11	356	83
港区	10	122	40
大正区	9	64	9
天王寺区	24	239	50
浪速区	61	1061	416
西淀川区	3	45	3
淀川区	13	117	58

区	簡易宿所 許可施設数	特区民泊 認定居室数	新法民泊 届出数
東淀川区	5	77	68
東成区	24	195	33
生野区	29	218	22
旭区	0	22	18
城東区	7	105	10
鶴見区	1	0	1
阿倍野区	11	32	11
住之江区	10	27	9
住吉区	4	18	7
東住吉区	3	56	10
平野区	1	38	5
西成区	98	787	169
総計	627	5198	1,524

民泊対策要員の状況

	環境衛生 監視員	事務職	警察官OB	一般任期付 職員	合計
平成30年4月1日	30名	1名	—	—	31名
6月1日	31名	2名	19名	—	52名
10月1日	31名	2名	27名	8名	68名
最終	31名	2名	30名	8名	71名

違法民泊指導実動部隊調査件数（2018年6月～12月）



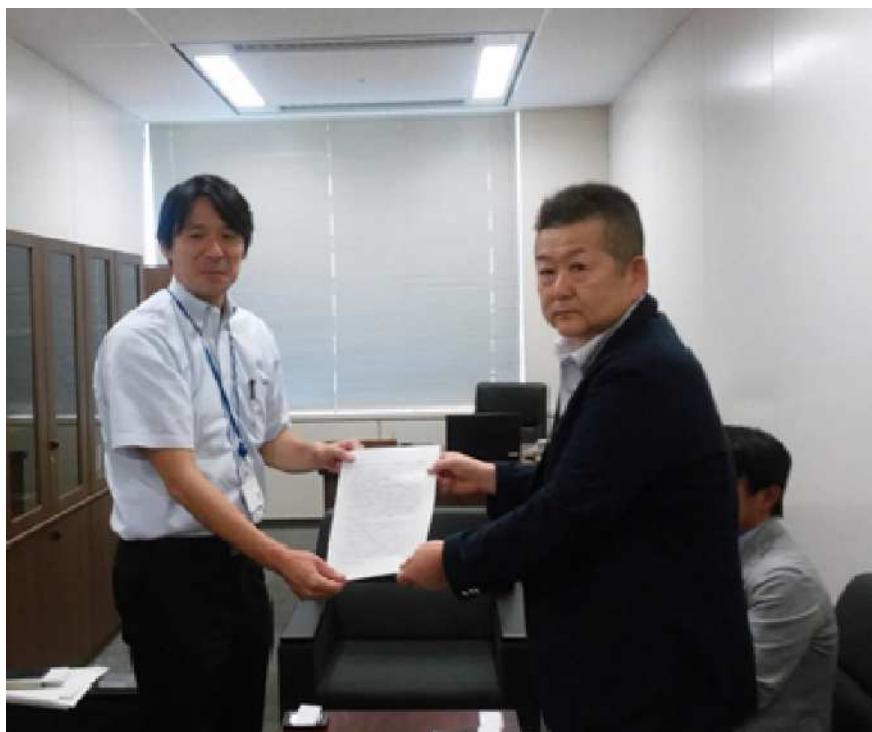
区別仲介サイト掲載施設数

区	6月末時点	9月末時点
北区	365	575
都島区	123	173
福島区	62	93
此花区	72	83
中央区	1,592	2,752
西区	217	492
港区	70	125
大正区	83	93
天王寺区	276	506
浪速区	1,114	1,816
西淀川区	18	28
淀川区	133	161
東淀川区	65	179
東成区	149	272

区	6月末時点	9月末時点
生野区	141	316
旭区	18	16
城東区	72	91
鶴見区	0	1
阿倍野区	47	78
住之江区	41	125
住吉区	29	28
東住吉区	80	121
平野区	14	15
西成区	571	1,381
市外	65	23
不明	113	0
総計	5,530	9,543

国へ要望書を提出（大阪府、大阪市、堺市、枚方市、八尾市）（課題1）

- 新法が施行された6月15日以降も、依然として住宅宿泊仲介業者がサイトに違法物件を掲載している状況を確認
- そのため、府が大阪市等へ声をかけ、仲介業者に対し、厳正な措置を講じるよう国へ要望書を提出



平成30年9月5日 観光庁にて

要望に対する観光庁の対応（課題1）

- 9月14日に住宅宿泊仲介業者及び旅行業者あて下記内容の通知を発出
- 1 住宅宿泊事業者に対して許認可等を受けた商号等及び住所と同一の記載を求めること
- 2 共同住宅等の部屋番号まで記載する等、物件の特定に十分な情報まで求めること

観光庁担当者への要望

実施日	概 要
H30.11.7	海外未登録事業者に対して、仲介業の登録を行うよう要望(課題3) 仲介業者に対し、厳格に掲載施設の適法性を確認するよう要望(課題1)
H30.11.19	9月末時点の仲介サイト掲載一覧の状況を踏まえて、仲介業者に対し、 厳格に掲載施設の適法性を確認するよう再度要望(課題1)

全国環境衛生・廃棄物関係課長会での要望書の概要

全国環境衛生・廃棄物関係課長会において、平成30年12月20日に国へ要望書を提出

	要望内容
1	仲介サイトのホームページに施設が特定できる情報を掲載すること
2	無許可営業者に係る調査のための情報共有 ア 仲介業者から宿泊提供状況等の報告 イ 課税情報等の自治体が保有する情報の提供を求めることができる規定 ウ 警察庁への要請 エ 都道府県警等に対する個人情報の提供
3	業界に対し、地域の声を反映した自主ルール作りを働きかけること
4	海外事業者に対する対応 ア 諸外国法令に照らして、旅館業法が及ぶ範囲を整理 イ 取締り困難な事業形態に対して必要な措置 ウ 外国に居住して旅館業を営む場合に、許可処分上有効な措置

仲介業者との意見交換（課題1）

海外登録仲介業者5社の担当者と府市担当者による意見交換会を実施
7回(H30.5.7 / 5.29 / 10.5 / 10.25 / 11.19 / 12.13 / 12.18)

意見交換内容

- ・適法性の確認方法
- ・違法物件の削除対応

住宅宿泊事業法に基づく届出及び登録の状況一覧

平成31年1月11日時点

都道府県		届出提出件数	うち受理済件数	うち事業廃止済件数	保健所設置市		届出提出件数	うち受理済件数	うち事業廃止済件数	特別区		届出提出件数	うち受理済件数	うち事業廃止済件数
1	北海道	458	367	4	1	札幌市	1,571	1,492	89	1	千代田区	21	17	1
2	青森県	18	18	0	2	仙台市	28	25	0	2	中央区	27	15	1
3	岩手県	31	30	5	3	新潟市	7	7	0	3	港区	264	236	14
4	宮城県	41	40	3	4	横浜市	104	94	0	4	新宿区	938	821	23
5	秋田県	7	6	1	5	川崎市	42	41	0	5	文京区	72	71	0
6	山形県	11	11	0	6	相模原市	6	6	0	6	台東区	463	423	17
7	福島県	34	33	1	7	名古屋市	253	234	3	7	墨田区	383	370	9
8	茨城県	52	49	0	8	京都市	410	367	1	8	江東区	31	31	2
9	栃木県	80	79	0	9	大阪市	1,722	1,556	47	9	品川区	109	80	5
10	群馬県	51	50	2	10	堺市	18	18	0	10	目黒区	23	23	3
11	埼玉県	137	122	1	11	神戸市	40	39	0	11	大田区	55	54	3
12	千葉県	292	270	1	12	岡山市	10	10	0	12	世田谷区	181	180	5
13	東京都	150	150	5	13	広島市	125	112	2	13	渋谷区	568	554	6
14	神奈川県	127	116	1	14	川口市	7	7	0	14	中野区	157	147	24
15	新潟県	71	66	0	15	八王子市	18	18	0	15	杉並区	162	162	5
16	富山県	42	40	0	16	横須賀市	29	29	0	16	豊島区	586	550	16
17	石川県	11	11	0	17	金沢市	14	14	0	17	北区	110	97	0
18	福井県	8	7	0	18	枚方市	11	11	1	18	荒川区	56	45	2
19	山梨県	100	87	1	19	八尾市	1	1	0	19	板橋区	143	137	2
20	長野県	53	45	1	20	姫路市	1	0	0	20	練馬区	31	28	1
21	岐阜県	97	94	2	21	尼崎市	4	4	0	21	足立区	52	50	1
22	静岡県	128	123	1	22	西宮市	0	0	0	22	葛飾区	102	96	3
23	愛知県	56	53	1	23	明石市	0	0	0	23	江戸川区	108	100	0
24	三重県	59	55	1	24	奈良市	29	26	0					
25	滋賀県	49	48	1	25	鳥取市	5	5	0					
26	京都府	32	31	0	26	倉敷市	7	7	0					
27	大阪府	109	104	1	27	高知市	10	10	0					
28	兵庫県	8	8	0	28	那覇市	149	124	1					
29	奈良県	78	75	0	29	町田市	16	16	0					
30	和歌山県	112	47	1	30	藤沢市	23	21	0					
31	鳥取県	7	7	0	31	茅ヶ崎市	8	8	0					
32	島根県	25	21	1										
33	岡山県	22	22	0										
34	広島県	46	42	0										
35	山口県	19	19	0										
36	徳島県	28	27	2										
37	香川県	35	31	0										
38	愛媛県	37	35	1										
39	高知県	13	12	0										
40	福岡県	709	659	15										
41	佐賀県	15	15	0										
42	長崎県	35	35	1										
43	熊本県	42	31	2										
44	大分県	25	22	1										
45	宮崎県	31	30	0										
46	鹿児島県	60	44	1										
47	沖縄県	672	649	14										
		4,323	3,936	72			4,668	4,302	144			4,642	4,287	143

住宅宿泊事業の届出状況

	届出提出件数	うち受理済件数	うち事業廃止済件数
都道府県	4,323	3,936	72
保健所設置市	4,668	4,302	144
特別区	4,642	4,287	143
合計	13,633	12,525	359

住宅宿泊管理業者の登録状況

申請件数	1,532 件
登録件数	1,447 件

住宅宿泊仲介業者の登録状況

申請件数	71 件
登録件数	56 件

国土交通大臣 石井 啓一 様

違法民泊物件の仲介の防止に向けた措置等について（要望）

民泊サービスの適正な運営を確保しつつ、健全な民泊の普及を図ることを目的とした住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）が本年 6 月 15 日に施行されたところですが、依然として住宅宿泊仲介業者はホームページにより違法民泊物件を掲載しています。

先般、国土交通省、厚生労働省及び内閣府より「住宅宿泊仲介業者の取扱物件に関する照会について（依頼）」において提供されたりストを自治体が確認した結果、所在地が不明な物件や架空の届出番号が記載された物件が数多くあったことから、実態として住宅宿泊仲介業者による仲介物件の適法性の確認が十分に行われていないと言わざるを得ません。このような状況下では、新たな違法民泊物件を仲介サイトに掲載することが可能であり、自治体が継続して違法民泊対策を行ったとしても、違法民泊を一掃することはできません。

国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則第 39 条第 2 号の規定では、「宿泊のサービスを提供する者と取引を行う際に、当該者が法第 3 条第 1 項の届出をした者であるかどうかの確認を怠る行為」が禁止行為とされています。

つきましては、住宅宿泊仲介業者が民泊物件を仲介サイトに掲載する際には、営業者に許可書等の提示を求めることや、自治体ホームページで適法施設の一覧を確認する等、実効性のある方法で住宅宿泊仲介業者自らが確認を行うことについて厳正な措置を講じられるよう要望します。

平成 30 年 9 月 5 日

大阪府知事

大阪市長

堺市長

枚方市長

八尾市長

住宅宿泊仲介業者 代表者 殿

国土交通省観光庁観光産業課長

民泊仲介サイトにおける届出住宅等の情報の正確な記載について

住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号。以下「法」という。）の施行にあたり、住宅宿泊仲介業者に対して取扱い物件の報告を求めたところ、住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業者、旅館業法に基づく営業者、イベント民泊における自宅提供者又は国家戦略特区制度に基づく認定事業者（以下「住宅宿泊事業等」という。）の氏名等や法に基づく届出住宅の住所等が正確に記載されていない物件が散見された。このため、関係自治体による適法性の確認作業にも影響が生じたところである。

法第 59 条においては、宿泊者の保護のため、仲介契約締結前に書面の交付が義務付けられており、書面の記載事項として省令で住宅宿泊事業者等の商号のほか届出住宅の位置等が定められている。また、「住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン）について」（平成 29 年 12 月 26 日付観観産第 603 号通知）においては、掲載物件の適法性の確認方法として、旅館業法に基づく許可物件については、許可番号に加えて施設の所在地に関する情報を確認することとしているところ。

このため、住宅宿泊仲介業者においては、下記の事項に留意しつつ、住宅宿泊事業者等に対して、民泊仲介サイトに届出住宅の住所等の情報を正確に記載するよう要請するとともに、住宅宿泊事業者等においてこれらの情報を正確に把握するよう努められたい。

記

1. 住宅宿泊仲介業者は、民泊仲介サイトを利用する住宅宿泊事業者等に対して、住宅宿泊事業者等の氏名や届出住宅の住所等の記載を求める際には、関係自治体に届け出た氏名等及び住所又は旅館業法に基づく許認可等を受けた商号等及び住所と同一の記載を求めること。
また、例えば、住所に市町村等の記載のないものなど明らかに不正確な記載による物件については、住宅宿泊仲介業者等は住宅宿泊事業者等に対して修正等を指導すること。
2. 住所の記載にあたっては、共同住宅の場合には、届出住宅等の部屋番号まで記載するなど、物件の特定に十分な情報まで求めること。



[首页](#)
[总领事](#)
[领馆介绍](#)
[领区情况](#)
[友好交流](#)
[华侨华人](#)
[领事保护](#)
[证件办理](#)
[经济商务](#)
[教育交流](#)

首页 > 新闻动态

中国驻大阪总领馆提醒中国公民警惕违法民宿风险

近期，多名中国公民致电反映旅日期间遭遇违法民宿陷阱，人身财产蒙受了一定损失。当前，民宿作为海外旅行新时尚备受中国游客关注和青睐，与此同时，违法民宿也为海外出行带来了不便和隐患。为确保中国公民旅日期间住得舒心、游得放心、玩得开心，中国驻大阪总领馆提醒中国公民尽量选择宾馆或酒店，如住民宿请注意以下事项：

一是谨慎选择住宿场所。在日期间请务必选择具备合法经营资质的酒店或民宿，通过网络、电话等远程方式预订时注意检查房源信息、经营许可、紧急情况联系人等信息是否完备。据悉，为整顿违法民宿乱象，日本政府于2018年6月15日起正式实施《住宅宿泊事业法》取缔违法民宿，大阪市政府要求大阪地区合法民宿在入口处张贴标识（如下），请入住者事先确认。

	旅館業法(例)	国家戦略特別区域法(例)	住宅宿泊事業法(3種類あり)
標識例	簡易宿所営業	特区民泊	
	施設名称 ○○民泊	施設名称 ○○民泊	
	苦情窓口 責任者氏名	苦情窓口 責任者氏名	
	苦情窓口 連絡先	苦情窓口 連絡先	
	※いわゆるビジネスホテル等、標識設置が不要な場合もあります。		

大阪地区合法民宿标识

二是认真阅读合约，确认是否有正规收据。预订时请仔细阅读电子或纸质合约，切勿在任何内容未经确认的文件上署名。少数中国公民在不知情的情况下签署“霸王条款”，为后续追索索赔带来了一定困难。

三是确认房屋信息是否属实。多名游客反映实际入住房间与预订信息不符等问题，请注意选择环境安全、交通便利、防灾设施完备的民宿，抵达现场后第一时间确认紧急通道、临近派出所等应急信息。

四是随身携带贵重财物，时刻注意人身安全。少数不法分子趁游客在外期间私自窃取行李内贵重物品，或以财物、证件要挟勒索游客。请自由行、特别是女性游客注意提高警惕意识，注意防范风险。

五是如遇紧急情况请第一时间报警，并与我馆联系或拨打外交部全球领事保护与服务应急呼叫中心号码。相关电话号码如下：

日本报警电话：+81-110

中国驻大阪总领馆：+81-6-6445-9427

外交部全球领事保护与服务应急呼叫中心：

+86-10-12308或+86-10-59913991

中華人民共和国駐大阪総領事館

中国駐大阪総領事館は中国国民に違法な民泊のリスクを警戒するよう注意喚起する。

日本滞在期間、違法な民泊の落とし穴にはまり、人身・財産の損失を被った中国人からの電話を受けたことが数件ある。現在、海外旅行のブームとして、民泊は中国観光客の注目を浴びている。それと同時に、違法な民泊は海外旅行に不便や隠れた危険を招く。日本に滞在する期間、心地よく泊り、安心して遊び、楽しい旅を確保するため、中国駐大阪総領事館としまして、正規なホテルを選ぶよう注意を喚起する。もし、民泊に宿泊する場合、下記のことにご注意下さい。

一 宿泊先を慎重に選ぶこと。日本滞在期間、合法の経営資格のあるホテル又は民泊をお選び下さい。ネットや電話で予約する場合、宿泊先供給もと、経営許可、緊急連絡先などの情報が完備されているかどうか十分にご確認下さい。違法な民泊状態を正すため、2018年6月15日より「住宅宿泊事業法」が施行されることにより、違法な民泊を取り締まる。大阪市役所は大阪にある合法的な民泊の入口に下記のような標識を貼るよう求めている。宿泊者は事前にぜひご確認下さい。

二 契約書を真剣に読むこと。正規の領収書があるかどうかをご確認下さい。予約時、電子契約書または紙ベースの契約書を真剣にお読み下さい。確認しないまま、いかなる書類にもサインしないこと。詳細把握しないまま、無謀な条項にサインしたことを受け、責任を追及、賠償を求めるには支障がある。

三 物件の情報は、間違いがないことを確認すること。宿泊した部屋が、予約時獲得した情報と相違があるとクレームする観光客は少なくありません。安全な環境、便利な交通、完備な防災設備が整えた民泊を選ぶよう注意して下さい。現場に到着した後、直ちに緊急通路、派出所など救急情報をご確認下さい。

四 貴重品は携行し、身の安全を随時確認すること。少数の不法者は、観光客の外出を利用し、貴重品を窃盗したり、貴重品やパスポートを強要したり、強請ったりするケースがある。個人旅行者、特に女性客は警戒心を高め、リスク防備するよう注意喚起する。

五 緊急時には、直ちに警察へ通報し、併せて、我が国総領事館と連絡するか、外交部グローバル領事保護及びサービス救急コールセンターへ電話をお掛け下さい。関係電話番号は以下の通りです。

日本警察電話：+81 - 110

中国駐大阪総領事館：+81 - 6 - 6445 - 9427

外交部グローバル領事保護とサービス救急コールセンター：

+86 - 10 - 12308 又は +86 - 10 - 59913991

違法民泊通報窓口（大阪市内の民泊に関する事）

☎ 06-6647-0835へ

（土曜、日曜、祝日及び12/29～1/3を除く9:00～17:30）

メールアドレス：ryokan2016@city.osaka.lg.jp（24時間受付）

その

民泊、

違法

じゃないですか？

許可等を受けずに民泊を行った場合の罰則規定

6か月以下の懲役または100万円以下の罰金

（※併科される場合があります）

大阪市・大阪府警察

民泊の制度、ご存知ですか？

民泊を始めるには…

次のいずれかの手続きを行わなければいけません。


- 1 旅館業法に基づく許可を受ける。
- 2 国家戦略特別区域法に基づく認定を受ける。
- 3 住宅宿泊事業法に基づく届出を行う。

適法民泊の事業者に大阪観光局が作成した「適法民泊シール」を交付しています。



適法民泊を見分けるには…

民泊施設は、施設の出入口などに苦情対応等を行う者の氏名・連絡先を掲示しなければなりません。まずは、施設入口を確認してください。(一部掲示不要の施設あり)

	旅館業法(例)	国家戦略特別区域法(例)	住宅宿泊事業法(3種類あり)
標識例	簡易宿所営業	特区民泊	
	施設名称 ○○民泊	施設名称 ○○民泊	
	苦情窓口 責任者氏名	苦情窓口 責任者氏名	
	苦情窓口 連絡先	苦情窓口 連絡先	
	※いわゆるビジネスホテル等、標識設置が不要な場合もあります。		

「この民泊施設、違法かな？」と思った場合は、お問い合わせください。

各制度を確認するには…

大阪市ホームページに掲載しています。大阪市のトップページからご検索ください。

旅館業法について	旅館業	🔍 検索
国家戦略特別区域法について	特区民泊	🔍 検索
住宅宿泊事業法について	住宅宿泊事業	🔍 検索

問い合わせ先

○大阪市保健所環境衛生監視課旅館業指導グループ

違法民泊 電話：06-6647-0835、FAX：06-6647-0733、メールアドレス：ryokan2016@city.osaka.lg.jp※

旅館業法・国家戦略特別区域法 電話：06-6647-0692

※メールアドレスは違法民泊通報専用です。

住宅宿泊事業法 電話：06-6647-0799

※ 開庁時間：土曜、日曜、祝日及び12月29日～1月3日までを除く 9:00～17:30

○民泊制度コールセンター（国のコールセンター）

電話：0570-041-389、受付時間：9:00～22:00（年中無休、民泊に関する苦情も受付）

大阪では、無許可で営業する民泊施設を徹底して排除するとともに法令遵守を促し適法民泊へ誘導するため、「大阪市違法民泊撲滅チーム」を設置し、全力で取り組んでいます。